

土砂災害防止法に基づく2巡回基礎調査実施のおしらせ

土砂災害防止法は、土砂災害から住民の生命および身体を保護するため、土砂災害のおそれのある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などのソフト対策の推進を目的として平成13年4月1日に施行されました。

平賀地域と尾上地域では、平成22年度に土砂災害警戒区域などの区域指定が完了し、警戒避難体制の整備を進めてきたところです。土砂災害防止法ではおおむね5年ごとに地形の改変など、社会情勢の変化を反映させるための基礎調査を行うこととされており、このたび2巡回の現地調査を実施することになりましたのでご協力をお願いします。

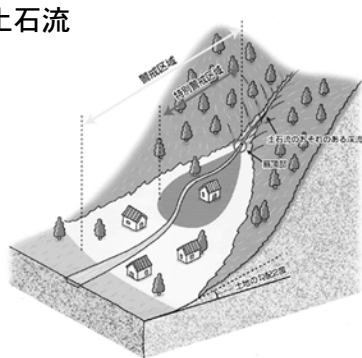
対象となる土砂災害は、「急傾斜地の崩壊」、「土石流」、「地すべり」の3つの現象で、これらの危険箇所は県内で約4,000か所、平賀地域では108か所、尾上地域では4か所が指定されています。

●対象となる土砂災害

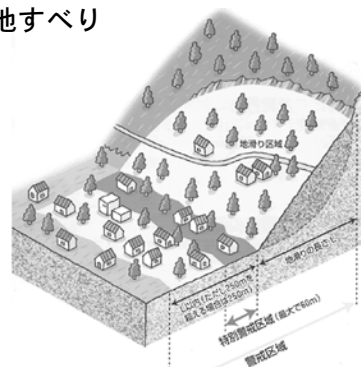
急傾斜地の崩壊



土石流



地すべり



●指定区域内で行われる措置

土砂災害警戒区域では

【市町村】土砂災害から生命身体を守るため、災害情報の伝達や避難が迅速に行われるよう警戒避難体制の整備が図られます。



土砂災害特別警戒区域ではさらに

【建築主事を置く地方公共団体】居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃などに対して構造が安全であるかどうかの確認が必要となります。

【県】土砂災害により居室を有する建築物に著しい損壊が生じるおそれのある所有者などに対し、移転などの勧告が図られます。

【県】住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準にしたがったものに限って許可されます。

特定開発行為に対する許可制



建築物の構造規制



建築物の移転勧告



この調査のため、調査員があなたの土地に立ち入り、斜面などの状態を確認することがあります。調査の主旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いします。

なお、調査員は中南地域県民局長が発行する身分証明書を携帯していますので、不審な場合は身分証明書の提示を求めてください。

土砂災害警戒区域などの指定箇所は県ホームページ<http://www.sabomap.jp/aomori/>にて、土砂災害防止法の概要はhttp://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sabo_keikaikuiki.htmlでお知らせしています。

問合せ：中南地域県民局地域整備部 河川砂防施設課 ☎34-1283
土木課 管理係 ☎44-1111 (内線2224・2225)